

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

2020年3月27日
越前エネライン株式会社

越前エネライン株式会社は、「生活不安に対応するための緊急措置（新型コロナウイルス感染症対策本部）」として経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請」を受け、以下のとおり特別措置を実施することといたしました。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度^{※1}の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さまで、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月検針分または4月検針分のガス料金のいずれかの支払期限日^{※2}を1か月間延長いたします。
(どちらの月に適用するかについては当社の事務手続き都合によります。)

3. お申し出先

越前エネライン株式会社：越前市家久町118-10-2（窓口にて受付）

受付時間：平日8時～17時

受付日：2020年3月27日～2020年4月24日

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

※2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から50日目を行います。

以上